

【現状と課題】

(1) プライマリ・ケアの普及・充実

プライマリ・ケアは、初期診療とされていますが、その役割は単に発症初期の診断、治療をするだけではありません。

地域の住民の健康相談や健康づくりに携わり、健康診断を行う1次・2次予防、入院治療を終えた後の通院治療による症状の改善、悪化防止などの3次予防の主体であり、ターミナルケアなどの分野で果たす役割の拡大も期待されています。

したがって、プライマリ・ケアを担う医師には、幅広い総合的な診療・相談能力が求められ、「広さ」という専門性を有する医師（いわゆる「総合診療医」）がその役割を担っています。

医学・医術の進歩に伴って、細分化された専門領域を担う医師は高度専門医療のために不可欠ですが、一方においてはプライマリ・ケアを担う医師、医療機関が存在するからこそ、高度専門医療に集中することができ、相互に連携することにより安全で効率的な医療を提供することができると言えます。

このように、プライマリ・ケアを担う「かかりつけ医」を持つことは、県民が自らの健康を守っていく上でも、また地域医療を維持していく上でも重要です。

(2) 地域医療支援病院の整備促進

地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供や医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医（歯科医）等を支援する能力を備える病院です。

全国的に地域医療支援病院の承認数は増えており、本県では、平成30年1月末現在、県立中央病院、青森市立市民病院、八戸市立市民病院、独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院、八戸赤十字病院の5病院が承認されています。

県では、地域医療構想に基づき、構想区域における医療機関の役割分担を明確にし、連携体制の強化を図ることにより、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図ることとしており、中核となる自治体病院を中心とした周辺病院との病病連携を進める自治体病院等の機能再編成を進めていますが、この考え方との整合性を図った上で、地域医療支援病院の整備を推進していきます。

<地域医療支援病院承認状況>

	医療機関名	所在地	開設者	承認年月日	医療圏
1	青森県立中央病院	青森市	青森県	平成24年5月30日	青森
2	青森市民病院	青森市	青森市	平成24年10月29日	青森
3	八戸市立市民病院	八戸市	八戸市	平成14年11月29日	八戸
4	独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院	八戸市	独立行政法人労働者健康安全機構	平成16年9月22日	八戸
5	八戸赤十字病院	八戸市	日本赤十字社	平成27年12月17日	八戸

<地域医療支援病院の承認要件>

- 紹介患者中心の医療提供（紹介率80%以上等）
- 施設・設備等の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域医療従事者への研修
- 原則200床以上の病床 など

(3) かかりつけ薬局の推進

かかりつけ薬局は、①かかりつけ薬剤師による服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②24時間対応・在宅対応及び③かかりつけ医を初めとした医療機関等との連携強化といった機能を有する薬局であり、健康サポート機能や高度薬学管理機能などを有している場合もあります。

患者の高齢化による多科受診や多剤投与に伴い、重複投与や相互作用などの確認は非常に重要であり、患者が安心して安全な服薬を行うために、患者が薬について気軽に相談できるかかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を持つことを推進していきます。

【施策の方向と主な施策】

(1) プライマリ・ケアの普及・充実

- ①かかりつけ医の意義を理解し、身近にかかりつけ医を持つよう努めます。(県民)
- ②地域住民の身近な医療機関として、医療・健康相談を行うとともに、専門医療機関との双方向のネットワーク形成に努め、円滑な医療連携が地域で展開されるようにします。
また、インフォームド・コンセントの充実、疾患に関する患者・家族教育など、医師と患者の信頼関係確立の一翼を担うとともに、地域の保健・医療・福祉サービスの提供体制の構築に積極的に参画していきます。(一次医療機関)
- ③かかりつけ医とのネットワーク形成に努め、患者・家族に対して、かかりつけ医を持つことの重要性を助言するなどを通して、動機付けや安心感の醸成を図ります。(二、三次医療機関)
- ④プライマリ・ケアの意義、重要性を医学教育・研修の中に位置づけ、総合的な診療能力の涵養に努めます。(大学、臨床研修指定病院等)
- ⑤プライマリ・ケアを担う医師に対する多様な研修機会を確保し、生涯にわたって研鑽に努める環境整備に努めます。(県、市町村、医療機関、大学)
- ⑥県民へのプライマリ・ケア思想の普及啓発に努めます。(県、市町村、医療関係団体)

(2) 地域医療支援病院の整備促進

地域医療支援病院が整備されていない二次保健医療圏において、当該地域の中核病院等に対する働きかけ、医療関係団体に対する紹介率向上のための働きかけを行う等により、地域医療支援病院の計画的な整備促進を図ります。(県)

(3) かかりつけ薬局の推進

- ①患者が医薬品の一元的・継続的管理により安全安心な服薬を行なえるよう、かかりつけ薬局の普及促進を図ります。(県、薬剤師会)
- ②医薬品の休日・夜間の供給体制確保の推進を図ります。(県、薬剤師会)
- ③医薬品等に係る情報収集・提供体制の充実強化を図ります。(県、薬局、企業(製造販売業者)等)
- ④医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うため、薬局に関する情報を提供します。(県、薬局)

【達成目標】

- (1) 地域医療の充実を図るため、県内全域で、「かかりつけ医」が普及することを目指します。
- (2) 地域医療支援病院が整備されている二次保健医療圏の数
2圏域 → 全保健医療圏
- (3) 患者が医薬品の一元的・継続的管理により安全安心な服薬を行なえるよう、県内全域で、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師が普及することを目指します。